

公益財団法人日本陸上競技連盟

登録会員規程

第1章 総則

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、法令並びにワールドアスレティックスまたは本連盟が定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 競技会の運営に関し、不正な利益を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をすること
 - (2) 競技会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること
 - (3) 競技会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること
 - (4) 競技会への参加に際して、虚偽の申出をすること
 - (5) 競技会において、不公正な運営を行うこと
 - (6) 競技会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること
 - (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること
 - (8) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為
 - (9) 社会通念上不相当な差別的言動
 - (10) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと
 - (11) 本連盟が登録会員に支給する強化費その他の経済的利益の請求または使用に際し、本連盟が定めた手続に違背し、虚偽の申述を行い、本連盟が定める用途以外の用途に使用し、その他不正な請求若しくは使用をすること
 - (12) 前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
- 2 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

(登録会員の肖像使用)

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規程に従うものとする。

第2章 登録手続き

(都道府県陸協)

第4条 本連盟定款細則第2条に定める団体をいう。

(加入団体)

第5条 本連盟定款細則第4条に定める団体をいう。

- 2 定款細則第4条1項に定める拠点とは、連絡先住所を有し、実質的な活動を行っている場所とする。
- 3 定款細則第4条1項に関わらず、中学、高校、大学は5名未満でも加入団体を組織することができる。

(登録の種類)

第6条 団体登録：加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となる。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する加入団体名となる。

個人登録：個人でおこなう登録。個人登録会員は居住している地域の都道府県陸協の所属となる。個人登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する都道府県陸協名となる。

中学生登録：日本中学校体育連盟（以下中体連という）登録競技者

高校生登録：全国高等学校体育連盟（以下高体連という）陸上競技部および定通制部登録競技者

大学生登録：大学生登録：日本学生陸上競技連合（以下日本学連という）登録者

在外者登録：海外に居住する日本国籍を有する者であって、本連盟が特に認めた者が個人でおこなう登録。

（登録の期間）

第7条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年12月末日までとする。

（二重登録の制限）

第8条 同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の都道府県陸協に登録することもできない。

ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

（所属の変更）

第9条 登録会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6カ月を経過しないと競技会に出場できない。

ただし、転勤・出向などの理由で、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認められた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。

（登録の手続き）

第10条 団体及び個人登録：都道府県陸協は、毎年5月第1日曜日までに登録会員名簿を本連盟へ提出しなければならない。

登録会員の追加、変更があった場合は、そのつど速やかに提出するものとする。登録料は各都道府県陸協がこれを定める。

中学生登録：中学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は7月末日までに登録会員名簿を本連盟に提出しなければならない。登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の中体連がこれを定める。

高校生登録：高等学校および定時制通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は5月末日までに本連盟に登録会員名簿を提出しなければならない。登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の高体連陸上競技部、または都道府県高等学校体育連盟定通部がこれを定める。

大学生登録：日本学連加盟校の学生の登録は、次のうちのいずれか一つの都道府県陸協を選択する。

(1) 出身高等学校所在地

(2) 大学所在地（大学所在地が複数の都道府県にまたがる場合は学生の在学している学部、学科のある都道府県）

(3) 居住地

日本学連は4月末日までに登録会員名簿を本連盟に提出しなければならない。

在外者登録：登録しようとする者が、本連盟が別に定める申請書を本連盟に直接提出することにより、申請するものとする。登録料は本連盟がこれを定める。

（外国人の登録）

第11条 日本に居住している外国人は、都道府県陸協の審査を経て本連盟の登録会員となることができる。

ただし、中学生登録、高校生登録、大学生登録に関しては、中体連、高体連、日本学連の規程による。外国人の登録は、本来所属すべき国またはテリトリー（領土）の陸上競技連盟の事前承認なしに登録することはできない。

(登録拒否要件)

第12条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

- (1) 除名処分を受けた者
- (2) 反社会的勢力に該当する者
- 2 前項に定める者が登録した場合、当該登録は無効とする。
- 3 本連盟は、登録前に（継続して登録している場合においては当初の登録前に）、第2条第1項において遵守すべき旨定められている事項の違反に該当する行為を行い、または同項において禁止されている行為を行ったことがある者について登録を拒否することができる。
- 4 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことができる。
- 5 登録取消しの処分の手続きについては、登録会員処分規程の定めるところによる。

第3章 競技会の出場

(国内競技会への出場)

第13条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第14条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、ワールドアスレティックス競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

- 第15条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸協、都道府県陸協並びに所属加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。ただし、勤務先並びに出身学校を代表するときはこの限りではない。在外者登録者は、予め本連盟の承認を受けた勤務先・在学している学校その他の団体を代表して競技会に参加することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

第4章 個人情報

(登録会員の個人情報)

第16条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

第5章 登録会員に対する処分

(登録会員に対する処分)

第17条 登録会員の処分については、登録会員処分規程の定めるところによる。

附則

- 1 2012年12月13日改定
- 2 2018年3月16日改定
- 3 2018年10月1日改定
- 4 2019年12月16日改定